

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社安全衛生推進会
登録教習機関の住所	埼玉県さいたま市南区太田窪 1957 番地 第 3 星野ビル 403 号室
代表者職氏名	代表取締役 千葉 俊章
技能講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地	株式会社安全衛生推進会
	埼玉県さいたま市南区太田窪 1957 番地 第 3 星野ビル 403 号室
行うことができる技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 技能講習
登録更新年月日	令和 8 年 9 月 21 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 9 月 20 日
登録番号	第 343 号

令和 8 年 9 月 15 日

埼玉労働局長